

福島第一原子力発電所事故に係る県の損害賠償請求（第1次請求） に対する東京電力株式会社からの損害賠償金の提示について

県は、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求について、平成23年12月に第1次請求として同年11月末日までの間に生じた事故被害対策経費等を請求して以降、隨時、請求を行ってきました。

平成26年11月10日に、東京電力株式会社から第1次請求について、下記のとおり損害賠償金の提示がありましたので、今後、提示内容を精査した上で、支払予定額の受入れ手続きを進めるとともに、賠償の対象外等とされた経費についても引き続き請求と交渉を進めていきます。

記

1 県の第1次請求の内容

- (1) 請求日：平成23年12月27日
- (2) 請求額：168,372,075円及び遅延損害金（年5%）
- (3) 対象期間：本件事故発生時から平成23年11月末日まで
- (4) 請求内容：放射線等測定費、測定機器等購入費、会議開催経費等

2 東京電力からの損害賠償金の提示内容

- (1) 支払予定額：150,932,105円
- 第1次請求に対する割合：89.6%

【第1次請求に対する支払予定額の状況】

(単位：円)

	請求額	支払予定額	割合
1) 放射線等測定費 ・検査委託料等	78,304,251	78,027,274	99.6%
2) 測定機器等購入費 ・放射線、放射性物質測定機器購入費	89,653,768	72,892,401	81.3%
3) 会議開催経費等 ・有識者会議や各種説明会開催経費等	414,056	12,430	3.0%
合計	168,372,075	150,932,105	89.6%

(2) 県と引き続き協議したい額：16,534,951円

○主な内容：測定機器等購入費等の一部であり、ゲルマニウム半導体検出器1台（請求額約850万円）、NaIシンチレーションスペクトロメーター2台（請求額約472万円）、NaIシンチレーションサーベイメーター7台（請求額約317万円）等

(3) 賠償対象外額： 905,019円

①主な内容：放射性物質測定に係る書籍購入費や放射性物質検査用リーフレット作成経費等（請求額約50万円）、会議・打合せ等に係る報償費や印刷費等（請求額約26万円）、講演会等に係る旅費等（請求額約12万円）

②賠償対象外の理由：法令・政府指示等により負担を余儀なくされた費用と認めることは困難であり、かつ、その実施方法に地方公共団体の裁量による選択の幅が大きいため賠償対象と判断できなかつたため。

（参考）県の損害賠償請求額等の状況

県請求額 ①：1,428,602,791円

既に受領した額 ②： 105,535,661円

今回提示額 ③： 150,932,105円

②+③ ④： 256,467,766円

④／① 割合 : 18.0%